

平成 19 年度冬季における「チーム・マイナス 6 %」への取り組みの概要

1. 暖房温度の適正化（例年実施）

- ・暖房運転の必要な期間において、きめ細かな温度コントロールを行い、社屋における適正室温を 20 程度に設定する。

服装については、社員各自の判断で、室温に見合う適切な対策を講じることとする。

一部の事業所については、必要に応じて平成 20 年 3 月 31 日以降も実施。

2. 社屋へのポスター掲示（平成 19 年 11 月 1 日～平成 20 年 3 月 31 日）

- ・事務所やお客さま窓口に掲示

一部の事業所については、必要に応じて平成 20 年 3 月 31 日以降も実施。

3. 社員の家庭における取り組みの支援

温度計付シールを希望する社員に配布

「社員 CO₂ ダイエット」の実施（平成 14 年度より実施）

- ・2月の省エネルギー月間に合わせ、社員が会社のイントラネットを通じ、家庭でのエネルギー使用量や省エネ行動を自己チェックする取り組み。

ポスター



温度計付シール



（表）



（裏）